



何時かもんぺをはいてバスに乗ったら  
隣座席の人は私をおばはんと呼んだ  
戦時中よくはいたこの活動的なものを  
どうやらこの人は年寄りの着物と思っているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て汽車に乗ったら  
人は私を奥さんと呼んだ  
どうやら人の値うちは着物で決まるらしい

講演がある  
何々大学の先生だと言えば内容が悪くとも  
人々は耳をすませて聴き良かったと言う  
どうやら人の値うちは肩書きで決まるらしい

名も無い人の講演には  
人々はそわそわして帰りを急ぐ  
どうやら人の値うちは学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが部落にお嫁に来る  
でも生まれた子供はやっぱり部落の子だと言われる  
どうやら人の値うちは生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日このあやまちに気付くであろうか

『荊を越えて』より昭和56年（1981年）5月刊

江口いと（えぐち いと）  
大正元年（1912年）生まれ。  
自身の体験をもとに同和問題の解決を訴えた。



## 同和問題（部落差別）とは？

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

### 被差別部落への差別は今なお続いています。

インターネット上に特定の地域を同和地区である又はあったとする情報が公表されたり、差別書込みなどの差別事象が発生するなど、部落差別に関する状況には変化が生じています。被差別部落への差別がインターネット上などで現在も続いている状況を踏まえて、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として 2016 年に部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が成立しました。

同和問題は昔の話ではなく、結婚差別や就職差別、身元調査、えせ同和行為などは今も続いています。2021 年には本市においても差別落書き事件が発生しました。部落差別は放っておいてもなくなりません。被差別部落とはなにか、差別とはなにか、人権とはなにか、一人ひとりが考えて人権意識を磨いていくことが、差別の解消につながります。

### そっとしておけば部落差別はなくなる？『寝た子を起こすな論』とは

「部落差別について教えるから差別はなくなる」といういわゆる『寝た子を起こすな論』がありますが、これは誤りです。誰でも生まれた時から部落に対して、差別的な予断や偏見を持っているわけではありません。成長の過程で差別的な誤った情報を与えられ「間違っ

て起こされる」ことが多いのです。偏見や差別を見抜き、うわさ話や誤った情報を鵜呑みにせず、差別をさらに拡散・助長しないためには、正しい知識を身に付けることが大切です。

#### 問いかけ

- ・この詩を読んで、あなたはどんなことを感じましたか？
- ・部落差別に直面したとき、あなたはどのように対処しますか？



#### 《関連する法律》

- ・部落差別の解消の推進に関する法律【平成 28 年（2016 年）】

